

電子版
No.24

2023/09/06

教文通信

発行所 | 長野県教育文化会議
発行人 寺尾真純

第2回 特別支援教育を考える 総合研究会 2023年6月24日(土)

教文会議「多様な学び、生徒理解と発達研究会」副代表北原より「特別支援教育を考える総合研究会」の趣旨説明がありました。

はじめに、教文会議課題別研究会が再編され、これまでの生活指導研究会、定時制通信制教育研究会と特別支援教育研究会の共通の視点を持って学び合うことをイメージして新たに「多様な学び、生徒理解と発達」研究会が発足したことの報告がありました。

これまでの流れでは特別支援教育研究会が主軸となり、この総合研究会は教文会議と全国障害者問題研究会（全障研）長野支部、県障害者運動推進協議会（県障推協）の三者共同によって行われ15回目の開催となります。

特殊教育から特別支援教育への移り変わりがあり高校に特別支援教育が制度として導入されて16年です。当初は高校教職員の特別支援教育に対する認識の定着、軽度な知的障がい、発達障がいの生徒に対して対応しなければならないスキルの必要性など高校の悩みに応えるという意味合いで中学、高校、特別支援学校との連携が必要と考え始められました。年々増加する発達障がいのある生徒の増大に伴い、高校における特別支援教育の必要性が顕在化したことにより、障がいのある子どもたちだけでなくすべての子どものために、高校だけではない広い視点を持って連携し、共に学習を深め続けている学習会であることが確認されました。

■特別支援教育をめぐる情勢

全国障害者問題研究会長野支部 太壽堂雄介さん※(長野養護学校)

毎年、全障研の力をお借りして、特別支援教育に係る全国の情勢を背景に県内の取組などの報告をしていただいています。高校の現場では容易に関わりを持たない貴重な機会です。以下の3点について触れていただきました。

○2022年9月国連障害者権利委員会が公表した「日本の報告に関する総括所見」の教育関連の勧告について 資料【政府仮訳】

大きく新聞各紙で話題となった「障害児の分離教育中止の要請」に係る総括所見から【政府仮訳】教育(第24条)委員会の懸念(資料内51)と、委員会が要請する項目(資料内52)について(a)～(f)が対比している資料が提示され、中でも重要と思われる(a)「障害のある児童への分離された特別教育について」と(b)「特別支援学級の生徒が授業時間の半分以上を通常の学級で過ごしてはならないとした政府の通知の撤回」を中心に解説されました。また、総括所見が日本の「特別支援教育」の課題を鋭く指摘していることから勧告に対して全障研委員長の越野和之氏の談話の一部から次のことが紹介されました。

「特別支援教育のキャッチコピー『障がいの種別と程度に基づいて特別な場で行う特殊教育から障害のある子ども一人ひとりのニーズを把握し、適切な指導と必要な支援を行う特別支援教育へ』にもかかわらず、日本では相変わらず、障がいに応じた特別な指導・支援は特別な場(特別支援学級、特別支援学校)以外には用意されず、しかもこれらの特別な場は、通常の教育から隔離されたものであることも少なくはない。特別支援教育の成果を主張する政府報告にもかかわらず、こうした状況は改められないどころか、“特別な場”で学ぶ子どもの数は増え続けており、それは通常学級、通常学校が障がいのある子どもへの排除圧力を強め続けていることと深く結びついている。(越野談話)」

太壽堂さんは、インクルーシブ教育の実現に向けては、特別支援学級や特別支援学校をなくすという議論に矮小化されがちだが、むしろ考えなくてはならないのは通常学級を含めた日本の教育全体のあり方ではないか。具体的には学級の人数も諸外国に比べかなり多いままである(小学校で漸く35人学級)。検定教科書や学習指導要領も背景にはあるが、インクルーシブと言って学びの場を一緒にすることだけでは、一人ひとりのニーズに合った配慮や合理的配慮は支援学級、支援学校でなければできない事となり、結局はニーズのある子どもをダンプングしてしまうことになりかねない。国連子どもの権利委員会から再三指摘されている「過度に競争的」な教育を改めようとしないうる日本政府の姿勢が、通常学級から障害のある子どもたちを排除する一因となっている。と述べました。(掲載資料を含め、この内容については講師の岡耕平さんも大変興味深く捉え今回の講演の中でも触れられています。)

○第3次長野県特別支援教育推進計画について

2023年4月から第3次特別支援教育推進計画が実施されています。これは第4次長野県教育振興基本計画の個別計画として、10年先を見据え、今後5年間の特別支援教育のめざすべき基本方針や分野別の取組の方向性を示したものです。その中の「高等学校における特別支援教育の充実」では、「特別支援教育に係る支援力の向上」「多様な教育的ニーズに応じるための仕組みの整備」「卒業後を見据えた進路先との連携や多様な支援機関との連携強化」の3つの項目について書かれている。また、高校で発達障がい等があり支援の必要な生徒の

個別の指導計画作成率の数値目標が掲げられていることから、数値を上げることが目標となっていないかと懸念を示されました。

○長野県の高校における発達障がいの実態など

県教委が公表している令和4年度の実態調査より、高校における医師による発達障がいの診断を受けている生徒の割合は4.14%となっており調査開始のH19年度から毎年増加している実態。中学校特別支援学級卒業の高校への進学率は75.43%（全国平均56.84%）、特別支援学校高等部への進学率は18.19%（全国平均37.92%）であることから長野県の特徴が報告されました。他、参考資料として文科省の「R3年度通級による指導実施状況調査結果」から全国公立高校の該当生徒数、担当教員数の提供がありました。また、今年度（2023）から北信（長野養護）から高校へ巡回する自立活動担当教員が配置されたことが報告され、改めて県内でも取り組みに地域差があることがわかりました。

※太壽堂雄介（たいじゅうどうゆうすけ）さんは全障研長野支部事務局長です。全障研会員に届く「全障研しんぶん長野版」は全国規模の情報満載で、誰でも参加できる学習会の紹介も充実しています。太壽堂さんの人柄がにじみ出るコメントが大変魅力的です。「2023 長野の子ども白書」には障害者権利条約にかかわって「障害のある子どもたちの学ぶ権利を考える～国連障害者権利委員会勧告の受け止めと今後の課題～」として執筆されています（7月発行予定）。2022年版には「障害のある子どもたちの教育年限延長～特別支援学校高等部卒業後の学ぶ権利について考える～」の執筆内容には特別支援教育の歴史的背景からの学び、現状の実態分析と先進的な提案はかなりの的をついています。私たち高校教員は生徒の発達（障がい）の様子、生徒（周辺生徒も含む）の苦しさから「高校と特別支援学校の棲み分け」などおそらく話題に上ることがありますが実態を知ることは大切な一歩だと確信しています。教文会員は全障研の学習会参加でも教文から参加費補助が支給されることはご存じですか？参加して是非教文通信に感想等をご報告下さい。（常任北原）

■長野県公立高校における特別支援教育の現状

教文会議「多様な学び、生徒理解と発達研究会」 北原恵美

当日資料として提示された内容を簡潔に報告いたします。

1 発達障がい、知的な困難さを抱える生徒の高校における支援継続について・・・

公立高校に在籍する「発達障害の診断名を持つ生徒の割合」は4.14%（R4）となり、特別支援教育制度導入から毎年増加している。課程別では全日制2.63%に対して、定時制19.6%、通信制5.7%と、多部制・単位制高校を含む定時制・通信制課程に発達障がいの生きづらさ

を持つ生徒は多く偏る。長野県は中学校「自閉症・情緒障がい学級」卒業生のうち 90.9%（公立高校に 58.5%）が、「知的障害学級」卒業生の 48.8%（公立へ 23.5%）が高校に進学している。更に発達障がいの疑いのある生徒数も加わり、特別なニーズがあり合理的配慮が必要と思われる生徒は、ほぼすべての高校に在籍している。診断名の有無にかかわらず発達障がいと同様に、各校とも可能な範囲で支援や配慮が実施されることが求められている。

その中で、多部制・単位制高校、夜間定時制高校は全日制課程に比べ少人数の学習環境の実現が安心につながり「多様性を受け入れる学びの場」として機能している部分があると捉えている。全日制高校においては、中学校まで特別支援学級在籍で少人数（最大 8 名）の環境で学校生活を送ってきた生徒が、高校では 40 名を定員とする学習環境となり、高校入学だけを目標として進学した生徒が行き詰まりを感じ SOS を発している実態や中間教室在籍で適切な支援を受けてこなかった生徒も含め、困り感を伝える場もなく、教室に入ることさえ困難となる実態が報告された。無理解な環境下では 2 次障がいとなり教員の目は事態の收拾に集まってしまうがちで教員も疲弊する実態がある。全日制高校のコーディネーターからの実際の話を含めながら、SC、SSW などの活用による支援の幅の広がりが報告された。また、県内に公立の通信制高校は 2 校、サテライト校が 1 校だが、コロナ禍以来通信制課程への進学は 6~7 人に 1 人となり、広域通信制を含め入学者は増加傾向である。公立の全日制からも定時制課程からも年度途中の転入があり、「学校には毎日通わない」という学び方の選択幅を広げた。人との関わりを避けたい生徒にとって通信制は高校卒業の目的を果たす大切な制度だが、県内の通信制サテライト校は、毎日通うことのできる通信制でありながら公共交通機関の不便さや教員不足、設備不足による課題が山積で、通信制に居場所を求める生徒にとっては不十分な教育条件となっている。第 2 期再編案にあるスーパーフレックスハイスクールには通信制も設置されるとみているが、当たり前の特別支援教育が柔軟にできる学校となるよう地域と一緒に歩むことが期待される。

2 高校で引き受ける多様なニーズについて

社会につなぐ切れ目のない支援を必要とするケースは発達障がいをはじめとする障がい種にとどまらず、DV、ネグレクトなど愛着の問題に起因する人との関係性のトラブルや適応障害、自分を守るため他者に向けた攻撃や自身に向ける自傷行為。貧困家庭、ヤングケアラーなど多様性も多岐にわたる。4 月「子ども家庭庁」の発足により、行政の枠組みが大きく変化した。SC はもちろん、SSW などの社会福祉関係、行政の福祉サービス利用など学校との連携が頻繁になっていることを感じる。在学中の「子どもの最善の利益」と卒業時の「18 歳成人」としての自立に向けて、外部資源と上手くつながるよう高校教職員の理解と仕組みづくりが必要となっている。

3 ニーズに応じた進路保障について

今年度の入学者選抜も昨年につき、ほぼ全入の実態となった。診断名や障害者手帳があり明

確な支援や合理的配慮が必要な生徒数に見合った教員の加配を県独自で行うことを要求してきたが人的加配は期待できない現状がある。支援学校教員と高校の積極的な人事交流、支援学校分教室教職員との日常的な交流など組織としての特別支援体制づくりが必要。今ある資源とは最大限の連携をしながら、一人ひとりの生徒に不利益にならない本人主体の進路支援を心がけたい。

4 新たな教育改革のなかのICT教育の推進

2022年度より自己負担による一人1台端末の導入となった。経済的負担感と共に、中学校までの不登校経験生徒の経験値の差や発達特性、知的能力による取り扱いの困難さがある。また、3年前のコロナ休校からスタートした進学校の授業展開に対して、定時制通信制課程ではタブレットの個人購入の遅れなど（全面的に県の貸与で対応している定時制高校もある）ICT教育の進捗状況には大きく学校間格差が生じた。特別支援教育こそ本当の「個別最適化」の活用実現がなされるべきである。

5 高校における「通級による指導」の実態

制度化され6年となるが実施校は現在も多部制・単位制高校3校に限定。今後は北信に再編されるスーパーフレックスハイスクールに開設される可能性がある。通級対象の生徒は各校数名（全県で17名）だが、担当教員は本来の教科の授業を持ちながら、複数の生徒を個別の指導計画のもとに「自立活動」を行うことで過重負担の実態がある。特別支援学校の自立活動専任巡回教員の活用と学校ぐるみの理解のもと、「通級指導」による教職員の学びが学校全体の特別支援教育の柱となる展開が期待される。

6 長野県は「第3次特別支援教育推進計画」を示した。


一人の子どもも取り残されない「多様性を包み込む」学びの環境を作ることを施策の柱として高校における「支援力の向上」「ニーズに応じる仕組みづくり」「卒業後を見据えた地域の多様な支援機関との連携強化」について具体的な方向性を示している。

また、国はこれまでの学校教育前提の学びのあり方から「子ども主体」の理念に基づき子どもの権利を守り、最善の利益を重要視するインクルーシブな学び、多様な学びの環境をさらに広げようとしている。中学校の特別支援学級から背中を押し高校へ生徒を送った先生方の高校における取組の注目度に対して、高校現場の受け止め、生徒観のギャップはぬぐえない。今、丁寧に現状を把握して障がいの有無にかかわらずすべての生徒が集団の中で「安心して共に学ぶ」ことができるよう、基礎的条件整備に加え公教育における教師の「子ども観」を問い直す時期にあると考える。

※多様性を受け入れる高校の一つと言える定時制課程への入学生が急減しています。教文会議「多様な学び、生徒理解と発達研究会」では定時制課程の現場の課題や実態を「第2

期高校再編計画」「第3次特別支援教育推進計画」などと照らし合わせながら「これからの定時制教育を考える」学習会を企画していきます。(常任北原)

教文 LINE 公式アカウント『登録手順』

- ①LINE 起動
- ②右上人型マーク  + タップ
- ③QR コード選択・読み込み



教文会議から研究会のお知らせをお送りします。ぜひご登録下さい。

(※グループ LINE ではありません
教文のお知らせのみが届きます)